

ID: 134

担当部署: 商工観光課

処分の概要	買受人の承認の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場業務規則 第16条		
例規番号	昭和49年規則第19号		
<p>【基準】</p> <p>第16条の規定による。</p> <p>(買受人の承認の取消し等)</p> <p>第16条 町長は、買受人が第12条第2項第1号及び第2号に該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p>2 町長は、買受人が次の各号の1に該当するときは、その承認を取り消し、又はその市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。</p> <p>(1) 売買取引に関し、不正の行為があったとき。</p> <p>(2) 買受代金(せり売り又は入札によって買受けた額にその5%に当たる額を加えた額、その他の場合にあつては消費税及び地方消費税を含む額とする。)の支払いを怠ったとき。</p> <p>(3) 保管の費用又は損失金の支払いを怠ったとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのに引続き3か月以上休業したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日